

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年5月11日（水）17:19～17:40
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

<関係省庁>

石崎 和志 国土交通省住宅局建築指導課長
藤原 健二 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官
牧野 弥生 国土交通省住宅局建築指導課係長

<提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長
川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化
- 3 閉会

○藤原次長 小規模認可保育所についての議論を継続していきたいと思います。東京都の方に続いては、国土交通省の方々にお出でいただいております。

今日は、先ほど東京都の方がお出でになりましたけれども、今お配りしている成長戦略の文言で言うと、これは東京都のところに書いてあります具体的運用として、小規模認可保育所については、基準を満たさなくても円滑に利用できる場合がある旨。場合があるというところは、今、取る方向での議論に入っていますので、そこはペンディングにさせていただきたいと思っていますけれども、その通知により明確化できるようになると、むしろ、この国というのは国土交通省だと思いますが、その後の文言を続けていくような方向での議論に入っていきたいと思います。

成長戦略としてのアウトプット、それから、今日お持ちいただいておりますけれども、東京都等の条例の解釈をきちんとしていただくための後押しとなる国土交通省からの通知文ということで、双方について御議論いただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくささいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○石崎課長 先日御議論をいただきまして、我々のほうから都の条例においてこういう形でやっているものについて、より合理的な運用をするというのを中々直接ではないのですが、何らかの形で都がそれができるような形で後押しができないかという御指摘をいただいたと認識してございます。

持ち帰って、東京都にもすぐ来ていただきまして情報交換をしまして、都としても中々障害の部局とか色々な部局があるという話を随分とお聞きしましたけれども、そういう中で何ができるか考えてほしいとお願いしました。我々としまして、それを都としてよりやりやすくする形で通知をすることによって、都としてもそれをきっかけに、逆にそれに特化して何かできるという面があるという御指摘がありましたので、この御趣旨を踏まえると、こういう通知ができるのではないだろうかということで、現在準備をしている状況でございます。

具体的には、文言はこのとおりでございますが、待機児童数を解消するために受け皿拡大がとにかく必要である。この保育所、認定こども園、地域保育所については、高齢者のバリアフリー法の移動円滑基準への適合を、法律の14条1項に規定するものとしては求めています。3項に基づく条例によって、これらを基準の適用対象にすることがあります。

ただ、こうした場合には車椅子使用者用便房やオストメイト設備を有する便房を設ける必要があり、保育所などの設置が円滑に行えないことがありますという御指摘をまずさせていただきます。

このため、保育所等を迅速に確保する必要性に鑑みまして、この規定に基づく条例を保育所等に適用するに当たっては、例えば、保育所の児童の体格、運営体制、既存建築物を保育所で利用する場合における元々の建物の状況、こういう状況などを踏まえ、また、施設の利用実態並びに敷地及び建築物の状況を踏まえた合理的な運用に努めていただきますようお願いいたしますということを申し上げたい。また、当然ながら都もその下の区の話もありますので、都道府県内の関係市区町村に対しても、この旨の周知をお願いすることを我々のほうからし、それを端緒として都のほうで動いていただくという形のことを考えてございます。

私からは以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

駒崎さんからコメントはありますか。

○駒崎代表理事 後押しのために御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

私は国家公務員等ではないがために、この文章を読んで私の理解力が多分ないからだと思うのですけれども、何をおっしゃっているのか分かりづらい印象を持ってしまいまして、これで保育所等の児童の体格や運営体制、既存の建築物を保育所等で利用する場合における当該既存建築物のバリアフリー化の状況など施設の利用実態及び敷地及び建築物の状況を踏まえて合理的な運用に努めていただきますようお願いいたしますということが、小規模認可保育所で誰でもトイレとか付けるのは合理的ではないよねという話につながるのかなというのがよく分からないというか、普通に読むと何となくつながらない感じになります。

もう少し踏み込むと言うか例示と言いますか、小規模保育所において、例えば、0～2歳児を預かるような施設において誰も利用者がいないにもかかわらず、成人用車椅子を使う必要などないなど明らかですねみたいなこととか分からないですけれども、何か書くことによって、もちろんそれでむやみに限定してしまうのはあれだと思うのですが、普通の人が分かるというか、これを自治体の建築課の人が読んで、そうかこれで誰でもトイレを付けなくていいんだなというふうにはならないのではないかと思います。そのあたりをもう少し具体的にできないものでしょうか。

○石崎課長 具体化すればするだけ、例えば、1～2歳児という本当に我々は2歳児なのか3歳児なのか正直言うと、逆に条例の立法者でもありませんので、そのところが中々判断できないところがあります。そのところが何歳なのというのを、我々は本当に3歳はどなの、3歳はやらなくていいのかどうかというのは我々即座に判断できるような知見も何もございません。それも例示することが果たして本当に前に進める話なのかどうかというよりは、逆にこういう色々な要件をきちんと考えて、それが合理的なのかどうかきちんと考えてくれということを周知するのが、文言としては一番正しいかなと思います。

趣旨につきましては、東京都ともある程度キャッチボールして、逆に東京都としてもこういう形で、こういう趣旨をきちんと言っていたら、その趣旨をきちんと踏まえて、その視点での合理的な運用をやりたいということですので、それは地方公共団体、我々一番は東京都とキャッチボールしていますけれども、当然他の地方公共団体もそれぞれの思いみたいなものがあると思いますので、あまりそこは限定しないほうが、むしろ幅広に我々としてはより合理的な運用をしていただけないかと思っております。

趣旨をさらにとということであれば、それはもちろんこの文言以外の、当然渡すときに色々御説明させていただきますので、また周知をさせていただきたいと思います。

○駒崎代表理事 だとしたら、こういう方向性はどうですか。合理的という部分をもう少し詳らかにする。つまり、合理性というのは、彼は合理的だと思ってやっているのです。

しかし、それは利用者がいないにもかかわらず、あるいは使うことが極めて稀であるような場合というのは合理性がないんだということをきちんと国土交通省の通知によって明らかにすることはできませんか。例えば、彼らはこのように言うわけです。小規模認可保

育所でももしかしたら親が車椅子で、もしかしたら入ってきて、さらにトイレを貸してくれと言い出すかもしれない、もしかしたらその人が人工肛門を持っていてということで、それは作らなければいけないですよ。それは我々の合理性ですと言われてしまったら、合理性なんですよというふうになってしまう。その合理的と言った場合において、国が求める合理性、この合理的な運用に努めていただきますと言ったときの合理的というのは、どのような定義のものと合理的なのかということをはっきりとすることによって、彼らの過剰なある種、規制というものを食い止めることができるのではないかと思います。年齢だとかそういったものが書けないというのであれば、合理性というものをきちんと示すことはできないでしょうか。

○石崎課長 あくまで合理性と言うのは、こここのところについて我々も書く限界があると思っています。それはあくまで今回の場合、東京都が、要するに、条例としてそれを規定しておりますので、多分色々な要求があるのだと思います。障害児の方からの要求もあれば、当然ながら保育所を作ってほしいという要求もある。その中で、当然最後に比較考慮して御判断いただくのは条例を作られた東京都で判断される話だと思います。それを我々として一概に何を合理的、何を非合理と言うのは、これを合理的、これを非合理と言うのは我々としては越権行為なので、我々としては色々な視点があるはずで、その視点をきちんと考えて、本当に合理的かどうか考えてください。その上で、合理的でないものはやめてくださいということは申し上げても、何が合理的かまで言うのは条例とどう役割分担するか。

○駒崎代表理事 意味はよく分かるのですけれども、バリアフリー法の立法趣旨というものがありませんか。そのバリアフリー法の立法趣旨から外れたものに関しては非合理的ではありませんか。

○石崎課長 どこまでが外れているかというのは、これはこの前、保育所を外す外さないという御議論がありましたけれども、あくまで観点としては当然保育所も障害児も入っておりますので、完全に外れているわけではありません。ただ、それをどのように重みを持って、当然世の中で無理なことを要求してもしょうがないだろうという話がありますので、世の中で合理的にやっていくのか。それでも非常に大変でもやってもらうのか、合理性の判断というのは、それぞれの、要はここについては地方公共団体で決めるということを法律として許容しておりますので、それを不合理だとまではさすがに我々は言えない。ただ、当然ながらのんびんだらりとやって不合理的な、そもそもそんな要求もないのに淡々と決めているというようなことはやってくれるな。本当に合理的かどうかきちんと考えて、その上できちんとやってくださいということを申し上げたいと思っております。それを踏まえて、都としてもそれなりのことを検討していると聞いております。

○駒崎代表理事 そうだとするならば、例えば、後の保育所等の児童の体格や運営体制、既存建築物のところの例示で、保育所等の児童の体格や児童の年齢、運営体制や定員数、既存建築物を保育所等に利用する場合におけるという形で、視座の事例を増やしていただ

くというのはどうですか。

○石崎課長 そういう観点が必要だということはそのとおりだと思います。

○駒崎代表理事 ありがとうございます。

○八田座長 バリアフリー化の元来の趣旨を踏まえて合理的なという感じですね。要するに、みんな抱っこしてトイレに行けるときに、車椅子用のトイレを造る必要があるのか。これは趣旨に反すると思うのです。それをものすごいお金をかけてやらせるというのは、それを本当にどうかと思うけれども、現場ではそれを強制しているわけです。そんなことにコストをかけさせることは、元々法の趣旨に反するではないか。だから、そのメッセージが伝わるというのだろうと思うのです。

○石崎課長 要するに、何をどこまで、どこに重みを付けるのかというのが、この条例に委任しているところがあります。ただ、繰り返しますけれども、その価値判断には、我々あくまで条例の価値判断は条例でやっていただくしかない。

ただ、その条例がたまたま何かに作って、よく考えてみたら我々が想定しないようなことまで要求しているということがあるのであれば、それはやめてくださいという話だと思いますので、そういう意味で、逆に色々こういう視点もあるではないかという御指摘があれば御指摘いただいて、組み合わせさせていただきますけれども、それを踏まえてきちんと考えてください、それを踏まえてきちんとやってくださいということかと思います。

○八田座長 単に合理的な運用に努めてというよりは、それがどういう法の趣旨であるのかということまで入れればもっといいと思います。それが要と思うのです。

○駒崎代表理事 そうなのです。そもそもバリアフリー法を作ろうと思ったときの立法趣旨というのはあったわけですね。障害者、あるいは高齢者、多数のさまざまな課題を抱えている方々がどこでも移動できるようにというような理念があつての法ですね。

○石崎課長 元々子ども、妊産婦というのも当時から入っていました。

○駒崎代表理事 子どもや妊産婦でもいいでしょう。

○石崎課長 当然障害者、障害児も入っています。

○駒崎代表理事 そうした人たちがきちんと移動できたりだとか、暮らしやすいようにするためのものですね。ということの合理性から考えてというふうに行くと、0～2歳児で成人用車椅子に乗らない人たちに成人用車椅子が入れる誰でもトイレを使うというのは、立法趣旨からしても非合理的ではありませんか。おっしゃっているのは、対象に子どもが入っていることに関しては、それはそのとおりだと思います。

しかし、立法趣旨からして、非合理的なことを自治体がしている場合、それは我々が定めた立法趣旨から外れている。そこに関しては、合理的に運用をお願いしますねということを示さなくてはいけないのであれば、何に基づいて合理性があるのかというのは説明すべきではないですか。

○石崎課長 何をどこまでというのは、我々としては最後は条例の判断がどうしても入ってくると思います。ただ、当然ながら、まさしく形式的にこちらとこちらで同じものを決

めたから必ずこちらをやっている。でも、よく考えたらこちらは全然関係ないではないか。そういうものは無理なのだろうと我々は分かります。ただ、それを一体どこまでがどう、何が合理性なのかというのは、最後は地方公共団体で条例を決めているところで御判断いただくしかないだろうと思います。こういう視点も入れるべきだ、こういう観点を入れるべきだということは、我々もきちんと地方公共団体にこういう形で伝えたいと考えておりますので、それは必要なこういうこともきちんと伝えるべきだということであれば、それは入れさせていただきます。

ただ、一つだけあれなのは、あくまで最後のところの判断というのは地方公共団体でありますので、これが不合理だという具体的なものを示すのは、我々としては、立場上難しいだろうと思います。

○駒崎代表理事 それは別に大丈夫だと思うのですけれども、合理的にと書いた場合において、合理性というのは参照点なくしては判断し得ないのです。何かとの差分をもってして非合理性というものが生まれるので、だから、そこにおいて国土交通省が求める合理性というのは、第1条の目的にあるようなものですね。だから、そこから外れる合理性というものはやめてくださいねとしていかないと、自治体の人たちは合理的だと思って動いていますので。

○石崎課長 それをよく考えてみてくださいという話なのです。

○駒崎代表理事 そもそも法の趣旨はこうなのですから、合理性を持ってくださいねということが伝わるようにしていただけたらと。

○八田座長 そうですね。それが一番重要ですね。特に待機児童数を解消するというのが今、要請なのだから、なおさらそのところを強調する必要がある。

○石崎課長 焦点を当てて合理性をきちんと検証してくださいということです。

○八田座長 それから、児童の体格というところで、私は例えば例示がその前にあってもいいと思うのです。別に例示で限るわけではなくて、例えば0～2歳などと言え、3歳まで含めてはいけないというわけではないのではないかと。持って歩けるではないですか。

○石崎課長 すみません、そこところは我々子どもの大きさとかそういうものに対して価値判断を持っているわけではないので、そこところの限定は我々の立場として難しいかなと思います。

○八田座長 では言わない。その代わりに抱っこできる重さの子どもとか、そういうものならばいいかもしれない。

○駒崎代表理事 そこ細かいところには踏み込みたくないということだと思っております。

○石崎課長 我々としてどこまで専門領域で、子どもの体格に対してどう知識を持っているかと言うと、あまりないので、中々そこところに我々としては踏み込めない。例えば、視点として年齢が必要ではないかとか、そういう視点は主張していただければ理解できますし、先ほど言うなら具体化のところも、これはダメとまでは言えなくても、今言ったような要するに、全く不合理になっているようなものについては入れないという、それをも

う少し具体的にという御趣旨だと思いますので、それは書ける範囲を少し工夫したいと思います。

○八田座長 事務局としては、ここまでの議論については。

○藤原次長 まさにまとめていただいた点でございますけれども、この通知のところについては今の児童の体格だけが書いてございますが、お話のあった年齢とか、そこを少しまた御示唆をいただいた上で、要素を増やすというか、そういった議論が一つあるのと、それから、合理性というのは確かに色々な捉え方ができる言葉でございますので、おそらく法の趣旨から言っても、駒崎さんの言葉から言えば、子どもの暮らしを考える。そのために本当は過剰な規制を排除することまで含めて本来は合理性だと思うのですけれども、そういった立法趣旨を子どもとか児童という言葉が一つのキーワードだと思いますが、通知の中で合理性という文言の前に書いていただくことは可能なのでしょうか。

○石崎課長 例えば、今、駒崎先生が言っていた合理的な運用の中の、例えば、今、議論の中だとまさしく利用が結果としては想定されたような方に対しての施設を要求しているなどとか、そういうことなのかなと思います。そのようなことを合理的なことと書かせてください。それは全くそのとおりだと思います。

○藤原次長 法の趣旨からして子どもを大事にとか、そのための過剰なものはやらないよというところまで踏み込んでいただく。これも合理的だと思うのですが、その辺までの示唆をいただくとだいぶ違うのではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

○八田座長 そうですね。それで都のほうで具体的なことをやれば、非常に整合性が合うのではないかと思います。

○藤原次長 また案文を考えていただいた上で、成長戦略のほうも合理的な運用と書いていますが、同じような形でここに出てくるとまとまるのではないかと思います、そんな形でよろしいでしょうか。

では、そのような方向で。

○八田座長 では、どうもありがとうございました。